

企画競争実施の公示

令和 7 年 12 月 26 日
観光庁 国際観光課長 斎藤 喬

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業に係る海外情報発信調査業務
- (2) 業務内容 本事業は、より効果的に観光消費を拡大し、地域ヘインバウンドの経済効果を波及させ、またインバウンドの地方分散を促進させる観点から、令和 7 年度観光庁「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業（補助金）」で造成された日本全国の観光コンテンツ等について、訪日外国人、特に高付加価値旅行層を対象とした海外向け情報発信等の取組を実施する。
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 31 日（火）
※本業務に係る予算の翌年度への繰越しを申請中であり、財務省から承認された場合は、履行期限を令和 9 年 3 月 24 日（水）に変更する予定。

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

(1) 担当課等

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2
観光庁国際観光課 担当 遊佐・堂本
電話：03-5253-8923（直通）電子メール：hqt-premium-tour@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画競争説明書の交付期間、交付連絡先及び方法

令和 7 年 12 月 26 日（金）から令和 8 年 2 月 13 日（金）まで、(1)に同じ。
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
説明書は担当より電子メールにて交付する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出連絡先及び方法

原則として電子メールにより提出すること。 (1)に同じ。
令和 8 年 2 月 16 日（月）17 時 00 分
※持参及び FAX によるご提出は受け付けません。

(4) 説明会実施の有無、日時及び場所

日時：令和 8 年 1 月 9 日（金）14 時～

実施形態：オンライン（予定）

参加希望者は、実施日の前日 17:00 までに (1) のメールアドレスに「会社名」、「担当者名」、「電話番号」を連絡すること。件名の冒頭には、必ず【説明会参加希望】と付記すること。

※本説明会は、観光庁で別途公募予定の「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業（補助金）」の説明会と連続して開催される。本事業と連携して実施される事業のため、両方の説明会への参加を推奨する。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

必要に応じ、ヒアリングを実施する場合がある。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。

- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があつた場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。